平成２２年（フ）第３８６号
長野県中野市大字中野2028番地
債務者　小林いづみ
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
兵庫県宝塚市月見山１丁目10番35号
債務者　中島乃理子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２号
兵庫県西宮市上田東町１番５号　関西電力第５鳴尾寮、前住所兵庫県尼崎市大西町１丁目３番20号
債務者　井上　幸俊
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２０号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目７番９―305号
債務者　谷原　宮子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９号
兵庫県尼崎市塚口本町３丁目７番27号　プチグレイス塚口壱番館101
債務者　大石　美鈴
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１８３号
北九州市小倉南区大字井手浦272番地
債務者　蜷川　正徳
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３１５号
北九州市小倉南区田原２丁目17番17―911号
債務者　中西　聖二
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３２６号
北九州市小倉南区沼南町１丁目14番11―505号
債務者　菅原　良子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３２８号
北九州市八幡西区楠木２丁目１番１―906号
債務者　道下　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３８４号
北九州市戸畑区西大谷１丁目７番２号
債務者　宇戸　里美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３８６号
北九州市小倉北区足立３丁目10番７号カーサベルデ203
債務者　山本　英夫
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２号
福岡県遠賀郡岡垣町山田峠１丁目11番７号
債務者　權藤　壽子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２号
福島県郡山市希望ヶ丘20番８号２―５―41号
債務者　氏家　上雄
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７号
福島県郡山市田村町上行合字北古川46番地の７
債務者　三瓶ケイ子（旧姓関根・古川）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７号
福島県白河市三番町40番地
債務者　矢上　宏枝
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第８号
福島県白河市真舟２番地１　県営１棟６号室
債務者　石原紀久子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３７１７号
愛知県日進市藤島町五反田191番地１
債務者　田中　治美（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７００号
神戸市東灘区魚崎西町４丁目11番17―106号
債務者　中井　寿和
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部